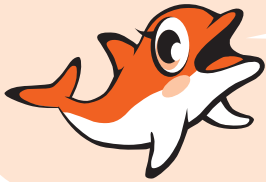




ちゃんねる。

楽しさいっぱい！魅力たっぷり！

# ケーブルテレビななお



アナログは2ch  
デジタルは9chで見てね。

## 自主放送番組ってなあに？

七尾市のケーブルテレビ事業は、現在までに能登島地区、中島地区、七尾地区の一部が整備を完了しています。さらに平成20年度末には、田鶴浜地区、七尾地区の整備が完了し、平成21年度からは、市内全エリアでケーブルテレビをご覧になることができるようになります。ケーブルテレビにご加入いただくと、市内で行われた各種行事やイベントなどの様子を自主放送番組でご覧になることができます。

### 番組のご案内

( )内は放送開始時間

#### ◆ニコニコちゃんねる

(18:00)が初回放送で、以降22:00までに4回、翌日15:00までに4回の合計9回放送)

市内で行われた各種行事やイベント、市からの行政情報(議会生中継・各種お知らせなど)をお伝えします。

#### ◆七尾市の観光・告知案内

(8:00)~(17:00)

市内の観光・産業・歴史の紹介やイベント・行事をご案内します。

#### ◆ニコニコたいそう

(9:52)~(14:52)

イスを使った簡単ストレッチを紹介。テレビの前でやってみよう。

### ニコニコちゃんねる 番組スケジュール

	月~金曜日	土曜日	日曜日
7	00 ニコニコちゃんねる(再放送)	00 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送)	
8	00 七尾市の観光・告知案内	00 七尾市の観光・告知案内	
9	00 ニコニコちゃんねる(再放送) 52 ニコニコたいそう	00 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送) 52 ニコニコたいそう	
10	00 企画番組	00 企画番組	
11	00 先週のニコニコちゃんねる	00 先週のニコニコちゃんねる	
12	30 ニコニコちゃんねる(再放送)	30 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送)	
13	文字放送	00 全国ケーブル局制作番組	文字放送 00 先週のニコニコちゃんねる 52 ニコニコたいそう
14	00 先週のニコニコちゃんねる 52 ニコニコたいそう		
15	00 ニコニコちゃんねる(再放送)	00 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送)	
16	00 七尾市の祭りを紹介	00 七尾市の祭りを紹介	
17	00 七尾市の観光・告知案内	00 七尾市の観光・告知案内	
18	00 ニコニコちゃんねる(初回放送)	00 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送)	
19	00 ニコニコちゃんねる(再放送)	00 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送)	
20	00 ニコニコちゃんねる(再放送)	00 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送)	
21	00 ニコニコちゃんねる(再放送)	00 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送)	
22	00 ニコニコちゃんねる(再放送)	00 ニコニコちゃんねる(月~金放送分 一挙放送)	

※お盆や年末年始は番組スケジュールが変更になることがあります。

#### ◆企画番組(10:00)

過去に放送したもので、人気が高かった番組を再放送しています。

#### ◆先週のニコニコちゃんねる

(11:00)~(14:00)

先週のニコニコちゃんねるを見逃した方のために、1週間分のニコニコちゃんねるをまとめて再放送しています。

#### ◆七尾市の祭りを紹介(16:00)

四季折々に市内で行われる祭りを紹介しています。

問 番組に関すること

情報センター ☎84-00055

問 加入に関すること

ケーブルテレビ推進室

☎53-86999

# ～魅力ある景観をみんなで守ろう～ 七尾市景観行政がはじまります

未来の子どもたちに  
わがまちをデザインできます **No.19**

1月1日から景観法に基づく七尾市景観条例、同施行規則ならびに七尾市景観計画が全面施行となります。また、石川県眺望計画なども施行となります。建物などを新築、増改築、修繕などを予定している方は、守るべきルール（行為の制限）がありますので事前に相談してください。違反に対する罰則などもありますので、ご注意ください。

良好な景観は現在および未来における国民共通の資産です。適正な制限のもとに調和した土地利用が必要です。

### 【行政の責務】

良好な景観の形成に関して、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する。

### 【事業者の責務】

事業活動に関し、良好な景観の形成に努める。

### 【住民の責務】

自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努める。  
(景観法から抜粋)



景観計画に基づき、一定規模以上の建築物や工作物を新築、増改築、修繕などを行う際には、届出が必要となります。

高さ13mまたは建築面積500㎡を超える場合、届出が必要です。  
(特別地域は高さ10mまたは建築面積200㎡を超えるもの)、造成面積・開発面積が1,500㎡を超える場合が届出対象となります。(市内全域が対象、特別地域は自動車専用道路の両側100m範囲)

## ●景観形成基準

1. 地域の特性を尊重し、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
2. 七尾市景観計画を尊重し、良好な景観形成に努めること。
  - 周辺景観全体から見た建築物などの位置や敷地内の位置に配慮する。また、外観の形態・デザインにも配慮する。
  - 外観の色彩は、自然の色彩と調和し、地域にふさわしい色調となるよう配慮し、地域の景観向上に寄与する。  
(落ち着いた色調を基調に、けばけばしい色は避ける。)
  - 敷地内は、生け垣・植栽などによる緑化に努める。

ルールを守って、良好な景観形成に努めましょう。



## 七尾の景観づくり

魅力ある景観の維持・継承を基本に  
市民が①守る②育てる③創る

### ①守る



- ・美しい自然景観をみんなで守る。
- ・伝統・文化が薫る七尾の景観をみんなで守る。

写真提供：七尾百景プロジェクト

- ・今とあった、魅力的な都市
- ・温泉地の景観を創る。
- ・魅力ある景観をつくるための組織を創る。
- ・邪魔している原因をなくして、魅力ある景観を創る。

### ②育てる



### ③創る



- ・地域の調和した景観を育てる。
- ・地域をつなげる、連続した景観を育てる。

問 都市整備課 景観形成推進室  
☎ 53-8427 FAX 52-9288  
mail: tohiseibi@city.nanao.lg.jp  
※詳細は、市ホームページを参照